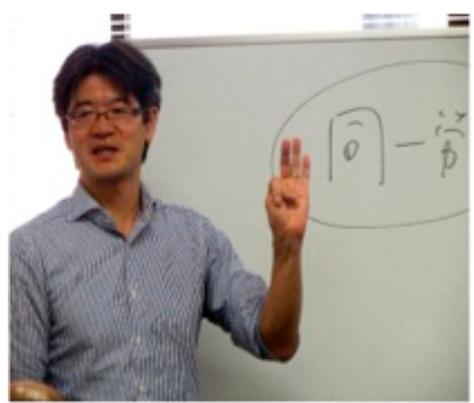


## 「同一労働同一賃金」

労働法整備と指針が必要

東大社会科学研究所 水町勇一郎教授

今後の労働政策で最も大きなテーマのひとつである「同一労働同一賃金」の実現に向けて動きが本格化している。今年初めに安倍首相が施政方針で提起した際には、「参院選向けのアドバルーン」という受け止めた方も多かったが、安倍政権の動きは早かった。2月に開かれた一億総活躍国民会議での首相指示に基づいて3月には有識者による検討会が立ち上がり、議論が進んでいる。



7月14日、東大社会科学研究所 水町勇一郎教授(労働法)を招いて行われたヒアリングは、「同一労働同一賃金」の基本的な考え方や課題、欧州の法制度、さらには今後の展開などを中心に話が進められた。

まず、同一労働同一賃金とは「職務内容が同一または同等の労働者に対し同一の賃金を支払うという考え方」とし、これが正規・非正規労働者間の処遇格差問題にあたっては、非正規に対し「合理的な理由のない不利益な取り扱いをしてはならない」と定式化されることが多い、と説明。「職務内容が同一にもかかわらず賃金を低くすることは、合理的な理由がない限り許されない、と解釈される」として、パート、有期契約、派遣労働者に基本的に同じルールを当てはめることが必要だとした。

「同一労働同一賃金」を導入する場合には労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法等の法律の整備とともに、欧州の例などを参考にしつつ「合理的な理由」の中身について政府が「指針(ガイドライン)」を示すことが有用だと指摘。現在、検討会で指針についての議論が進んでいる。

指針の内容や、法律がどのような形で整備されるのかなどが重要なポイントとなる。ここまでは早いペースで検討会の議論が進んでいるようだが、今後、法整備などについて労働組合や経営者団体がどう対応するのか、さらには与野党がどのようなスタンスで取り組むのかについてもみていきたい。(稲葉康生)